

鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業における激突され災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	15～ 16	取り引き先の倉庫にて、アルミ板片付け作業中、足場用アルミ板に左手人差し指を挟んでケガをした。	21	1 ～ 9
3	7・8	事務所前駐車場にて、車庫入れのためバックしてきた車に接触した。（駐車場に待機していた時に車が入ってきた。）	19	30 ～ 49
3	9～10	当該新築工事現場1階土間上で壁に立てかけていた、プラスターボード（1820mm×910mm×12.5mm）約26枚を壁から離そうとし、重量を支えきれず、プラスターボードが被災者の方に倒れてきて右足が下敷きになった。	21	30 ～ 49
4	11～ 12	2階EVホールで建具（FIXサッシ、W＝365mmH＝2775mm）の取り外し作業を行っていた。エレベーターホール側よりセットハンマーにて建具下枠の巾木部分をロビー側に平行移動させるため直接叩く際、作業を行っている建具の向かい側に立膝の姿勢で座っていたが、セットハンマーで下枠を直接叩いていたところ、手元がくるいハンマーが下枠に当たらず通過し、反対側に座っていた被災者の右足ひざ部分に当たった。	51	1 ～ 9
5	10～ 11	建築工事現場で、仮設通路に鉄骨搬入トレーラーを誘導中、運転手に声を掛けて誘導しようと移動した際、トレーラーのタイヤが敷鉄板上でスリップし、敷鉄板が被災者側にスライドして、被災者の左足部を直撃した。	29	10 ～ 29
5	13～ 14	マンションの地下駐車場において、土間コンクリートをコンプレッサーの斫り機で斫っていたところ、ピックの先端部分がコンクリートの上を滑り、右足の位置が	25	1 ～

		ピックと近すぎたため右足の甲に刺さり、右足甲部分を開放骨折した。		9
6	14～ 15	新築工事にて、擁壁の捨てコン打設作業中、不足の生コンを会社無線で連絡し、車から降りる際、旋回した重機の後方と車のドアの間に身体が挟まれ、腰・臀部・太ももを打撲し負傷したものである。	38	10～ 29
6	16～ 17	店舗にて、足場の上で作業をしていた元請会社作業員が、誤って木柱（6cm角×2.5mの木材）を直下に垂直に地面に落とし、その木材が、ダンプに廃材を積み込作業中の下請会社の労働者側に倒れ、ヘルメットと右手の甲に当たり負傷した。	54	50～ 99
7	16～17	農産物加工施設新築現場にて、脚立に昇り高さ1.2mの所でサッシ枠にモルタルを充填する作業を行った。作業が終了し、建物の梁に架けた安全帯を外そうとしたところ、梁にフックが引っ掛かったので、ロープを強く引いたらフックが急に外れ顔に飛んで来て左まぶた上に当たり負傷した。	61	10～ 29
7	16～17	組み立て場所の敷鉄板の上で、クローラークレーンの組み立て中、ブームをタワーキャップの下部ピンの取り付けのため、メインブームを60tクレーンで吊り、ピン穴の位置調整をしていて、ピン穴が行き過ぎたので、元に戻そうと60tクレーンを巻下げたがタワーキャップが動かずメインブーム内に入りタワーキャップを角材で突いた時、急にメインブームが下がり腰を強打した。	35	1～ 9
7	9～ 10	木杭（φ25×?1.6m）を平コンテナに収納する作業をしていた。サイズが大きめだったため、重機オペレーターが重機で木杭をつまむことになり、被災者は、重機オペレーターがつまみやすいように、木杭を縦向きにして立てて支えていた。重機オペレーターが木杭の上のほうを重機でつまんだ際、木杭が動き、被災者の左内股に当たり、被災者が倒れ、自分のヒジが肋骨に当たった。	55	1～ 9
7	10～ 11	木造2階建て住宅棟建設工事現場で、トラックから材料を降ろし、2人で梁を搬入作業中に、2人のタイミングが狂い、梁を支えようとした際に、吊木受け金物で右手の手の平に刺創を負った。	18	10～ 29
9	14～ 15	依頼のRC造（コンクリート製）煙突解体工事において、煙突解体中コンクリート破片が右目眼球にあたり負傷した。	76	1～ 9

9	13～14	被災者がポンプ車のブームの先端から先の位置でホースを担いで屋上パラペットの型枠内に生コンを流し込んでいた時、生コンポンプ車の、2・3段目のブームを継ぐシリンダーの油圧パイプが破断し、オイルが抜けた事により、支持力がなくなり、屋上スラブから高さ5～6m付近にあった3段目から先のブームが垂れた。ブームが垂れた際に被災者が担いでいた筒先のホースがブーム下に被災者を引きずり込むような形となり、ブームが被災者の背部に当たり、心肺停止となり死亡した。	40	1～9
9	15～16	1F荷捌き場から6F作業場所へ既設EVを使用しプラスターボードを運搬する作業をしていた。被災者は6Fに上がってきた台車に乗せられたプラスターボードをEVから引き出し、材料置き場まで運搬する作業を3人の共同作業で行っていた、台車に乗せられたプラスターボードは前方で舵取り（被災者）、後方で他の者が押す作業となっていた、被災者は方向調整する為に後方作業員に声をかけたが止まり切らずに台車のタイヤに左足をふまれ負傷した。	28	1～9
9	16～17	医院クリニックに新築現場にて埋戻しの過程で碎石敷均し作業をしていた所、左旋回してきたコンボのバケットが本人の右側面に激突されてしまい、その反動で倒れた下のアンカーに左側面が接触し負傷した。	66	30～49
9	13～14	被災者は基礎梁上部にて同僚と玉掛け作業をしていた際、バランスを崩し法面に飛び降りたが足元の土が崩れ法面下に転倒し腰を打った。	61	10～29
10	17～18	4トントラックの荷台から資材（現場で使う資材でない）を手降ろし中に鉄製パイプ（長さ1.8m・太さ42.6mm・重さ4.8kg）を下で受け止め損ねたため、地面に落下して跳ね返ったパイプが右鎖骨辺りに当たって鎖骨を負傷した。その後、事務所に痛みを我慢しながら道具の整理、作業車の清掃の作業中、道具の積み下ろし中に右肩に強い痛みが走り右鎖骨を骨折した。	21	1～9
10	11～12	現場、南側通路上でトレーラーの荷台よりトラスコマ材を荷降ろし中にトラスコマ材をクレーン（25tR）で吊っていた。トレーラー荷台の鳥居（プロテクター）上部に被災者は立っていた。玉掛したトラスコマ材が荷ぶれし、隣に載っていたトラスコマ材に当たり転倒して右足親指の付け根がトラスコマ材とトレーラー荷台の鳥居（プロテクター）上部に挟まれた。	40	10～29

11	15～ 16	水道工事を行っていた。埋戻し作業時にダンプから碎石を荷卸した後に、ユンボにて碎石を押そうとバックしたところ、ユンボの後に作業員が立っていたところ接触した。	41	1 ～ 9
11	11～ 12	平坦な場所になっており掘削作業を行っている時に、重機が旋回しようとして旋回時に周辺を通ろうとして重機のバケツが腰部付近に当たり転倒した。すぐに本人に確認をしたが大丈夫だと申告してきたので当日はそのまま作業について終了したが、翌日痛いとのことで本人が病院に行った。	48	—
12	9～10	受傷者は、9階外壁の超高压洗浄を行っていた。現場に設置された落下養生ネットが一部邪魔になったので、洗浄水を出したまま片手でネットをたぐったところ、洗浄水が右手中指第1関節より1.5cm程上に当たり、指を切った。	30	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html